

地元企業活用審査型総合評価落札方式等の 試行の拡大に関する検討

(1) 地元企業活用審査型総合評価落札方式の試行の拡大

(2) 特定専門工事審査型総合評価落札方式の試行の拡大

(3) 下請負人の見積を踏まえた入札方式の試行

(4) 二段階選抜方式の試行の拡大

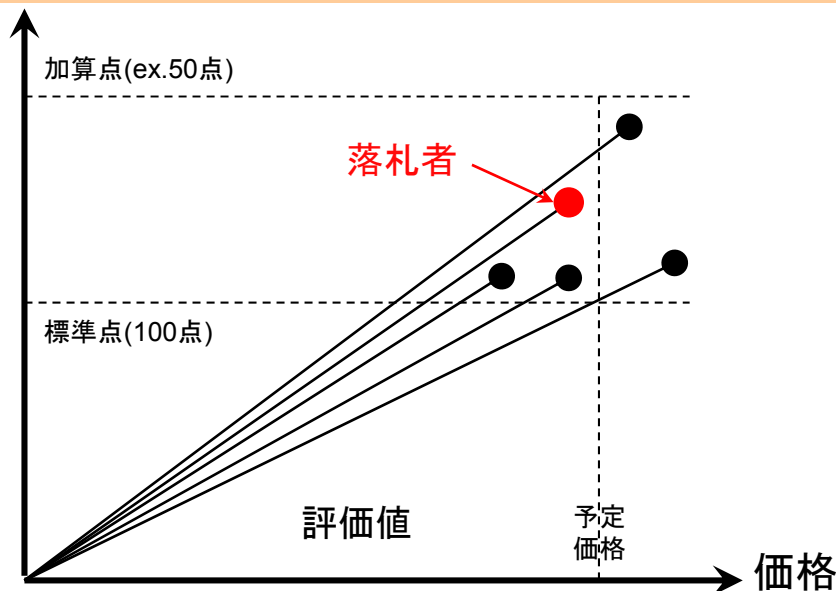
総合評価落札方式の技術評価において、元請企業だけでなく、下請企業や資材会社における地域への貢献度(災害対応への積極的参加等)等を適切に評価する「地元企業活用審査型総合評価方式」を試行。

【総合評価落札方式の仕組み】

予定価格の範囲内で、評価値が最も高い者を落札者とする方式のこと。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}}$$

(下図のように、「傾き」を示す。)



【地元企業活用審査型の技術評価項目】

技術評価項目

- 技術提案
- 工事の施工能力

地域精通度・貢献度

- 地域精通度(近隣地域での施工実績等)
- 地域貢献度(災害協定の締結・活動実績等)

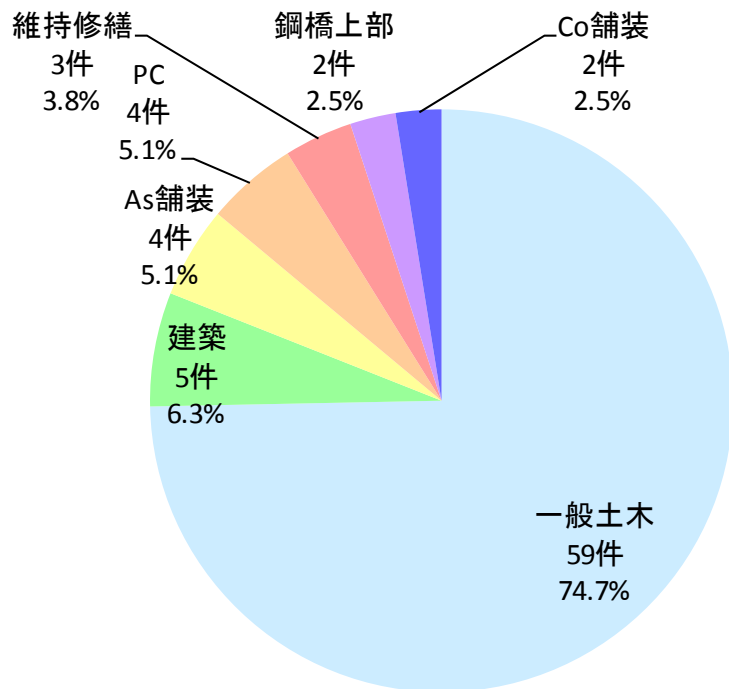
地元調整が多く必要な工事における地元事情に精通している地元企業の下請業者等としての活用の度合い

- ・下請企業の近隣地域での施工実績
- ・下請企業の社会的貢献に係る表彰
- ・地元(優良)資材会社の活用の度合い等

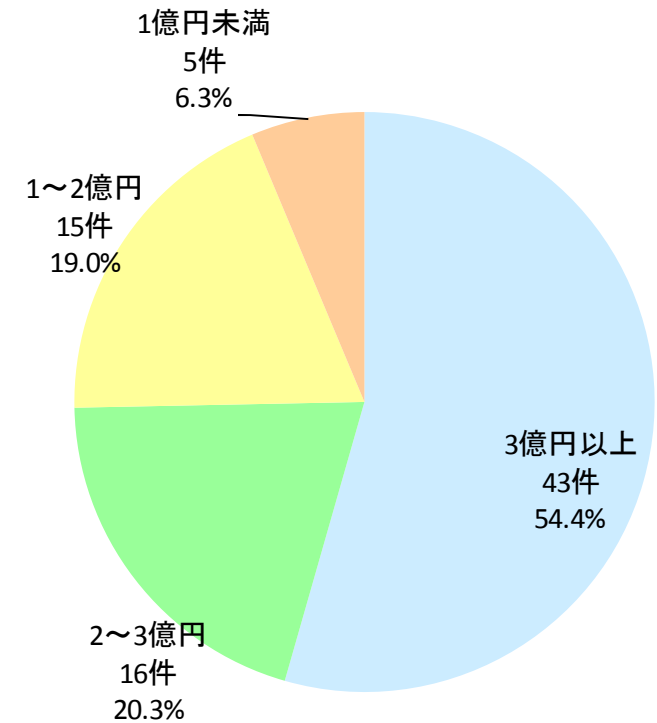
(1) 地元企業活用審査型総合評価方式の試行の拡大について 国土交通省

- 総合評価落札方式の技術評価において、元請企業だけでなく、下請企業や資材会社における地域への貢献度(災害対応への積極的参加等)等を適切に評価する「地元企業活用審査型総合評価方式」を平成21年度より実施。現在79件を試行。
- 発注状況を工種別に見ると、一般土木が約75%を占めている。また、金額帯別に見ると、3億円以上の工事が最も多く(54.4%)、比較的規模の大きい工事で適用されている。

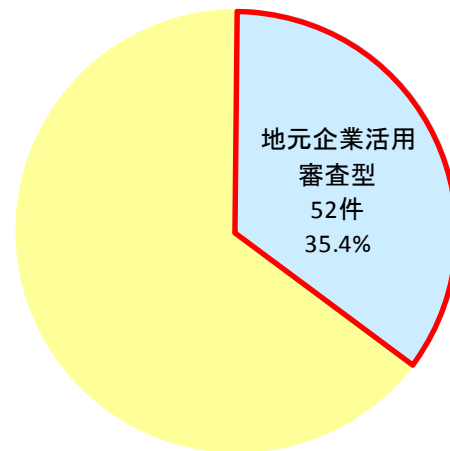
<工種別>



<金額帯別>



【参考】一般土木Bの発注に占める割合
※H21.4~H22.12までの契約件数(147件)

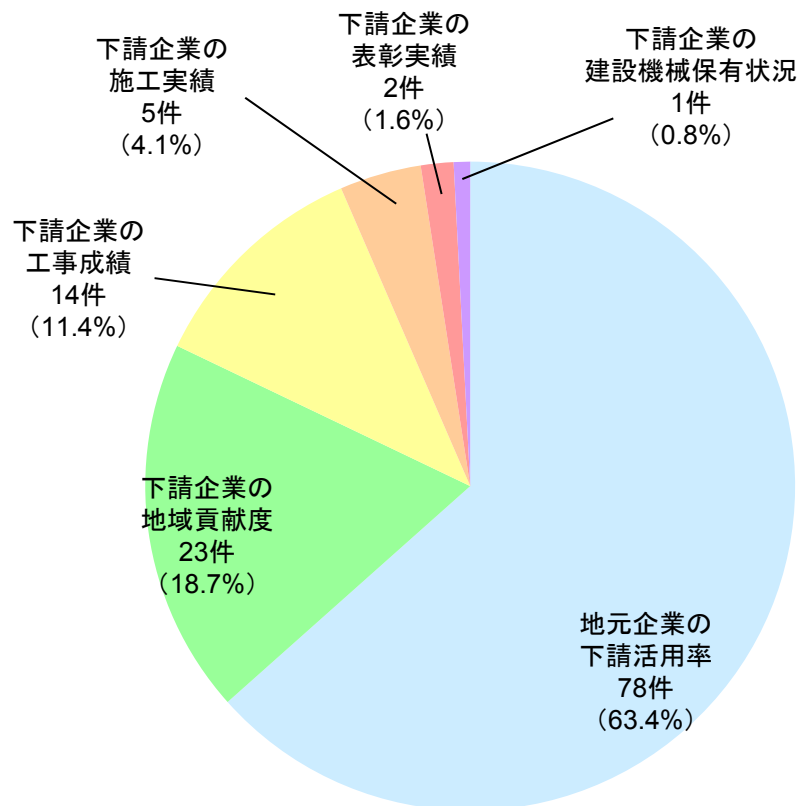


(1) 地元企業活用審査型総合評価方式の試行の拡大について③ 国土交通省

- ▶ 地元企業活用審査型総合評価落札方式において設定されている評価項目としては、**地元企業の下請活用率が最も多く(63.4%)**、次いで**下請企業の地域貢献度(18.7%)**が高くなっている。
- ▶ 配点割合については、**0～15%が約60%であり**、0～20%であれば75%を超える。

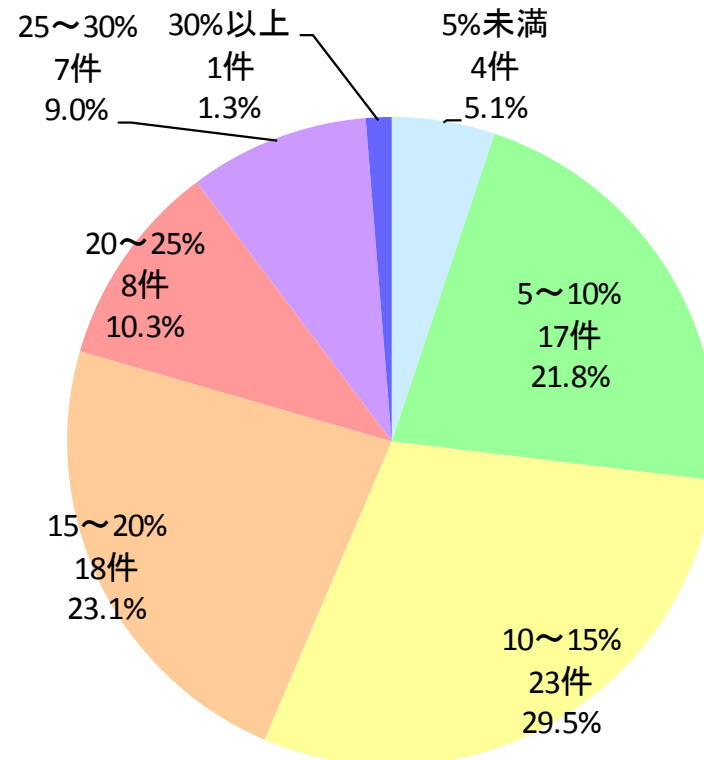
< 評価項目の種類 >

※79件の試行で、123の評価項目を設定



< 下請企業に関する評価の配点割合 >

※全体の加算点は35～70点



※平均は14.2%

1. 適用件数の拡大

- 地域建設企業が担うことが工事の品質確保の観点から望ましい事業について、地域(地元)企業は活用する評価を行うこととして、「**地元企業活用審査型総合評価落札方式**」の適用工事の規模、種類、内容等について検討する。

2. 評価項目の見直し

- 評価項目に地元企業の下請活用率を採用している案件が多いが、**工事の品質確保や優良な建設企業の評価を進める観点から、下請企業としてふさわしい評価項目について検討する。**

(2) 特定専門工事審査型総合評価方式の試行の拡大について 国土交通省

○専門工事業の技術力が工事全体の品質確保に大きな影響を及ぼすと思われる工事において、入札参加者に加えて、**入札参加者が受注者となった場合に想定される専門工事業者の技術力も評価**する総合評価方式を平成19年度より95件で試行。

技術提案審査型

➤専門工事会社から**技術提案を提出**させ、入札参加者と合わせて技術評価する。

➤技術評価点(加算点)の配点割合
(標準 I 型)

加算点(70点)		施工体制審査点 (30点)
技術提案 (50点) (8~18点)	施工能力等 (20点) (3~6点)	

専門工事部分の配点
(加算点全体の20%~30(50)%)

【対象工事】

・ 専門工事部分が法面処理工事、杭・基礎工事、地盤改良工事のいずれかで、工事全体に占める重要度が高いもの。

【審査・評価方法の留意点】

- ・ 原則として、入札参加者(元請)及び専門工事業者双方の配置予定技術者よりヒアリングを実施。
- ・ 専門工事部分を元請が施工することは妨げない。

基幹技能者評価型

※複数の地方整備局で試行

➤専門工事会社との契約等において、**基幹技能者の優先配置等、基幹技能者を活用する場合、(元請)企業の施工能力として評価**する。

➤技術評価点の配点割合
(簡易型)

加算点(40点)			施工体制審査点 (30点)
簡易な 施工計画 (10点)	施工能力等 (20点) (約1点)	地域 (10点)	

基幹技能者部分の配点
(加算点全体のうち1~2%程度)

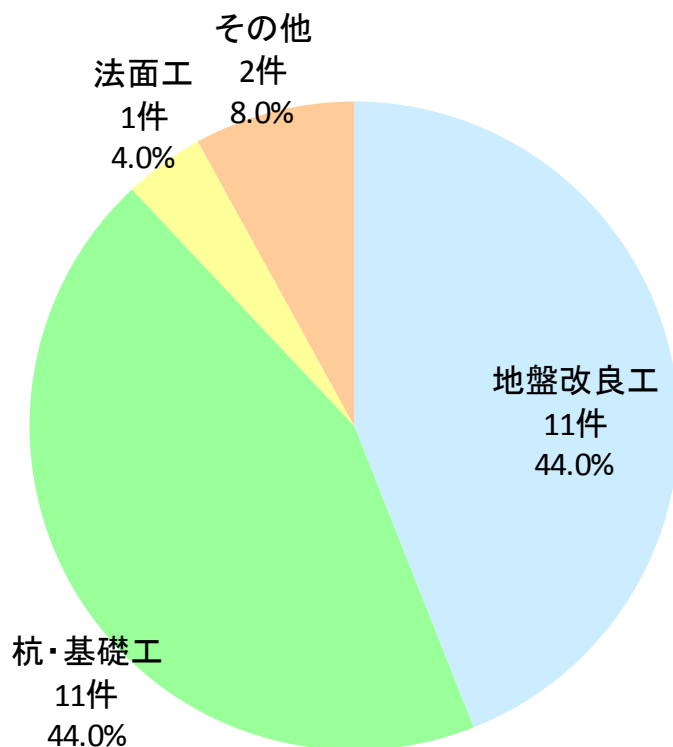
【対象基幹技能者】

・ 「鳶・土工」、「機械土工」、「鉄筋」、「型枠」、「配管」等を対象としている。

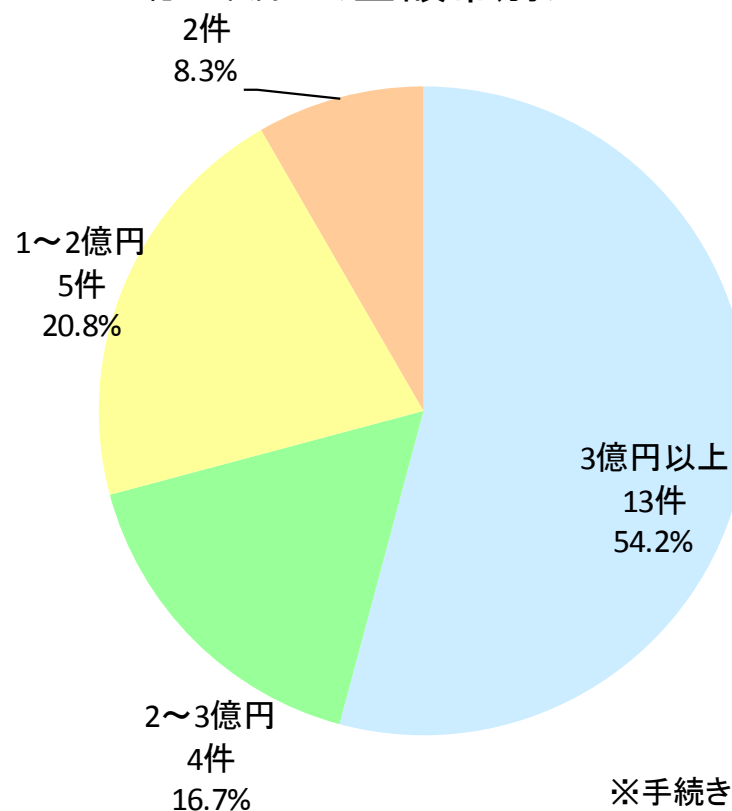
技術提案審査型

- 専門工事業者からの技術提案等を評価する技術提案審査型については、平成19年度より実施。現在、25件試行(うち1件手続き中)。
- 試行工事を工事内容別に見ると、地盤改良工と杭・基礎工で8割以上を占めている。また、金額帯別に見ると、3億円以上の工事が最も多く(54.2%)、比較的規模の大きい工事で適用されている。

<工事内容別>



1億円未満 <金額帯別>



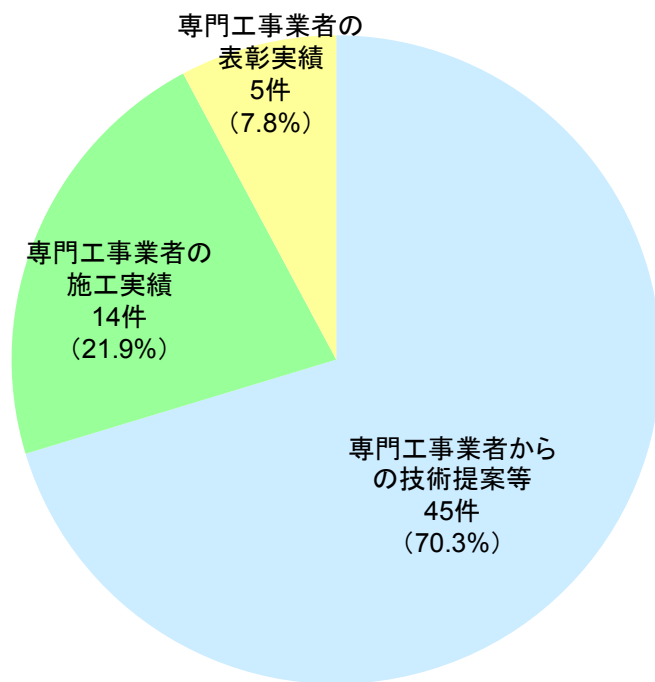
※手続き中の工事1件除く

技術提案審査型

- 技術提案審査型において設定されている評価項目としては、**専門工事業者からの技術提案等(70.3%)**が最も高くなっている。
- 配点割合については、**0～25%が約45%**であり、**0～30%であれば70%を超える**。

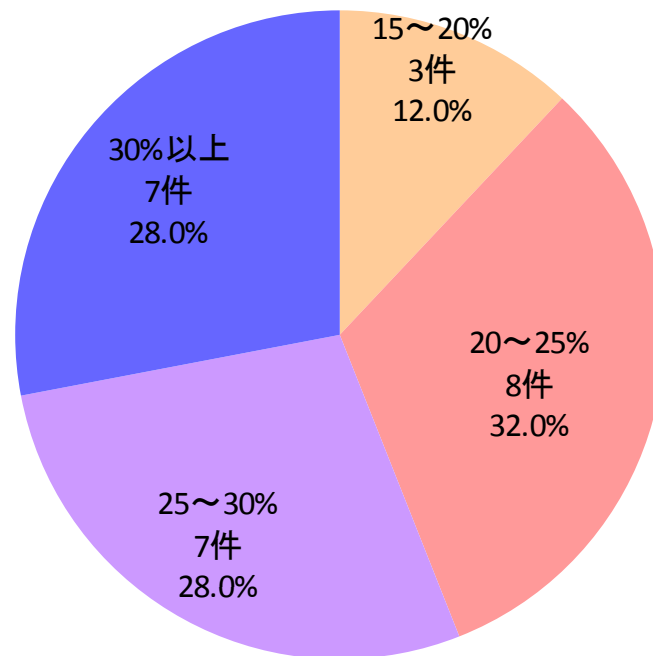
<評価項目の種類>

※25件の試行で、64の評価項目を設定



<専門工事業者に関する配点割合>

※全体の加算点は30～70点

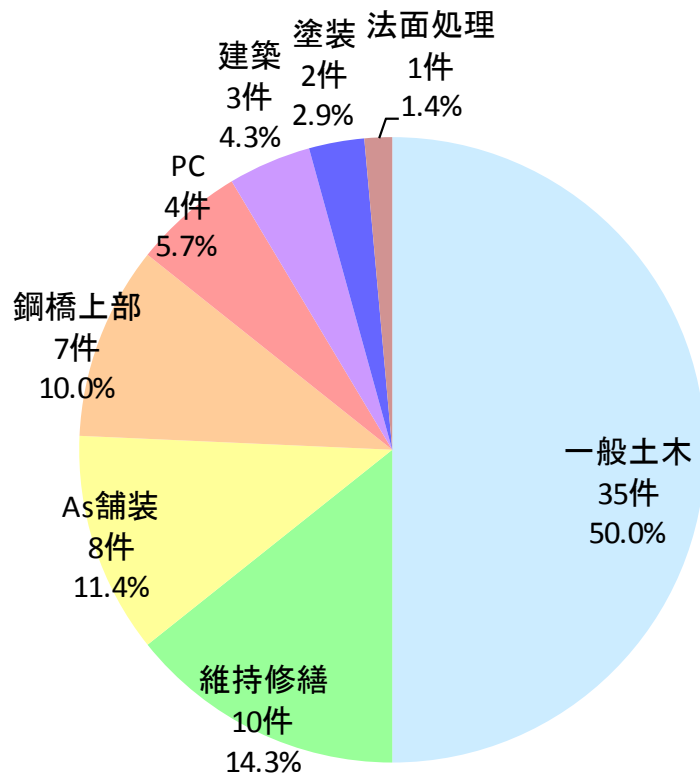


※平均:26.8%

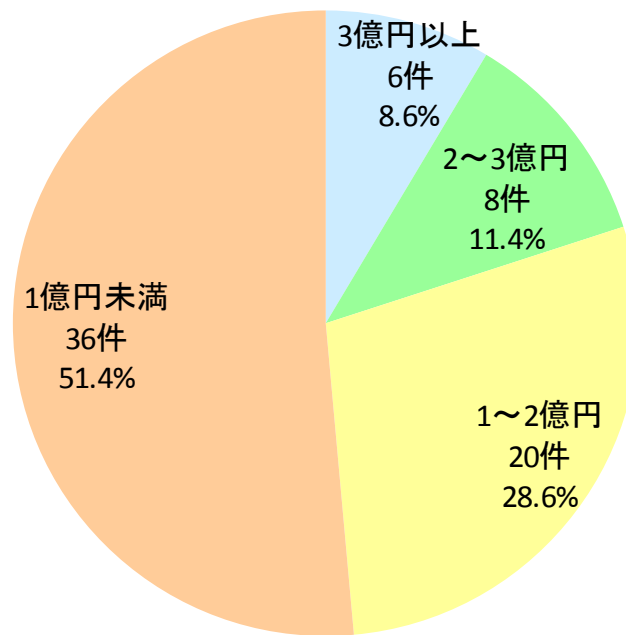
基幹技能者評価型

- 専門工事業者の技術力を評価するため、基幹技能者の配置について評価をする総合評価方式を平成20年度から実施。現在70件を試行。
- 試行工事を工種別に見ると、一般土木が50%を占めているものの、適用されている工種は多岐にわたっている。金額帯別に見ると、1億円未満が50%以上を占めており、比較的小規模の工事な工事が対象となっている。

<工種別>



<金額帯別>

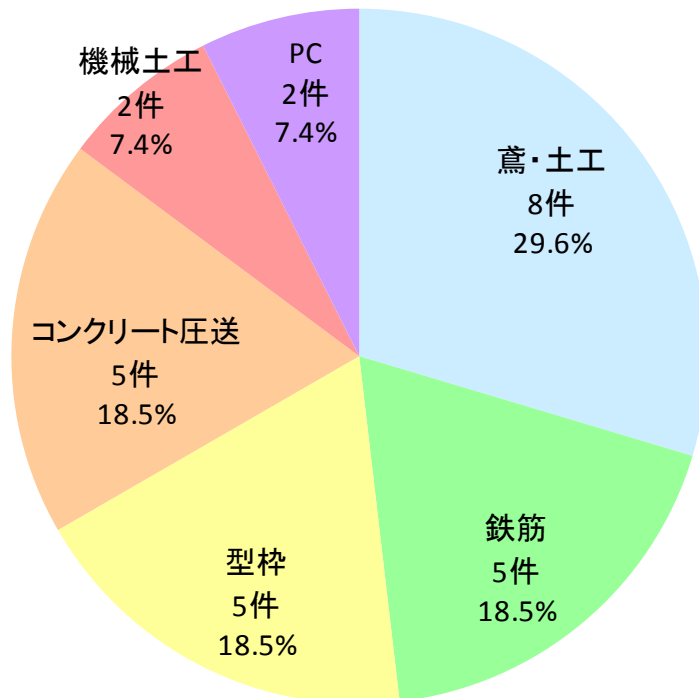


基幹技能者評価型

- 基幹技能者評価型において設定されている基幹技能者としては、**鳶・土工 (29.6%)**が最も高くなっている。
- 配点割合については、**1~2%が80%**を超える。

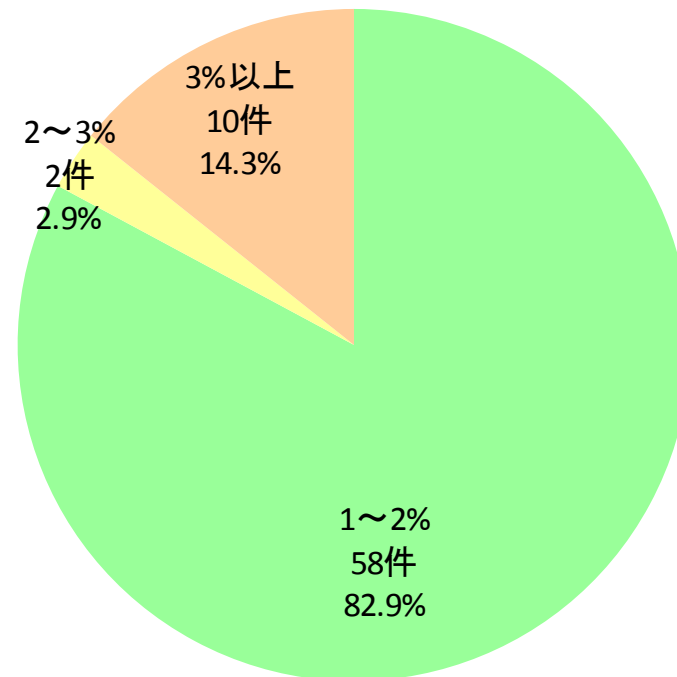
<評価している基幹技能者>

※入札説明書において資格を明記している工事のみで集計



<基幹技能者の評価の配点割合>

※全体の加算点は30~70点



1. 適用件数の拡大

- ▶ 下請企業の技術力を適切に評価することとして、「特定専門工事審査型総合評価方式」の適用工事の規模、種類、内容等について検討する。
- ▶ 技術提案審査型の実施マニュアルを改善するとともに、基幹技能者評価型のマニュアルを作成する。

2. 評価項目の見直し

- ▶ 現在評価している「**鳶・土工**」、「**機械土工**」、「**鉄筋**」、「**型枠**」、「**配管**」の他に、業界より要望のあった「**電気工事**」、「**造園**」、「**建設塗装**」、「**内装仕上工事**」、「**建築**」等の評価について検討する。

【参考】登録基幹技能者講習 登録状況

登録基幹技能者講習の種類	基幹的な役割を担う (実務経験を有する) 建設業の種類	登録基幹技能者数 (平成23年1月末)
登録電気工事基幹技能者	電気工事業、電気通信工事業	4,865名
登録造園基幹技能者	造園工事業	2,611名
登録建設塗装基幹技能者	塗装工事業	1,993名
登録機械土工基幹技能者	土木工事業、とび・土木工事業	1,002名
登録鉄筋基幹技能者	鉄筋工事業	1,560名
登録型枠基幹技能者	大工工事業	1,574名
登録配管基幹技能者	管工事業	1,636名
登録鳶・土工基幹技能者	とび・土木工事業	1,830名
登録内装仕上工事基幹技能者	内装・仕上工事業	1,732名
登録建築钣金基幹技能者	钣金工事業、屋根工事業	2,362名

(3) 下請負人の見積りを踏まえた入札方式の試行

目的 : 受注者から下請負人への適切な支払いを担保することで下請負人へのしわ寄せを防止

対象工事 : 特定専門工事審査型総合評価落札方式を実施する工事
 ○ 特定専門工事とは、法面処理工、杭基礎工、地盤改良工のいずれかを含む専門工事が工事全体に占める重要度の高い工事

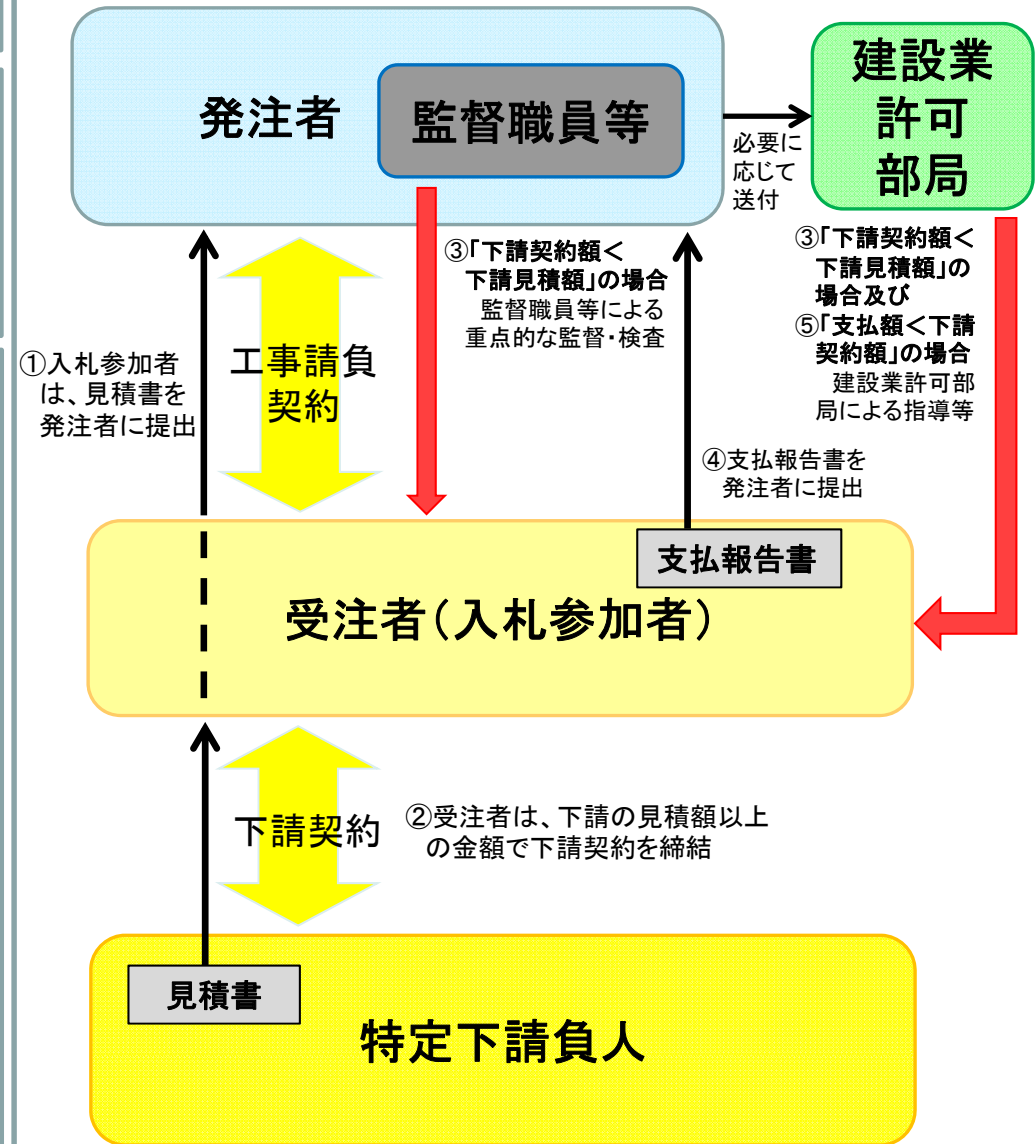
試行概要:

- ① 入札参加者は、特定下請負人※から提出された見積書を入札時に発注者へ提出(入札条件)
- ② 受注者は、特定下請負人から提出された見積書の見積額以上の金額で下請契約を締結(工事請負契約書で義務付け)
- ③ 下請の見積額を下回る下請契約を締結した場合には、監督職員等による重点的な監督・検査、建設業許可部局による指導等
- ④ 受注者は、特定下請負人に対する支払いに関する報告書を発注者に提出(工事請負契約書で義務付け)
- ⑤ 下請契約額を下回る支払いを行った場合には、建設業許可部局による指導等

注: ③下請の見積もりを下回る下請契約を締結した場合及び⑤下請契約額を下回る支払いを行った場合には、発注者は受注者に対し、理由書の提出を求めた上で、③の場合には監督職員等及び建設業許可部局へ、⑤の場合には建設業許可部局へ送付する。

※: 特定専門工事を行う下請負人

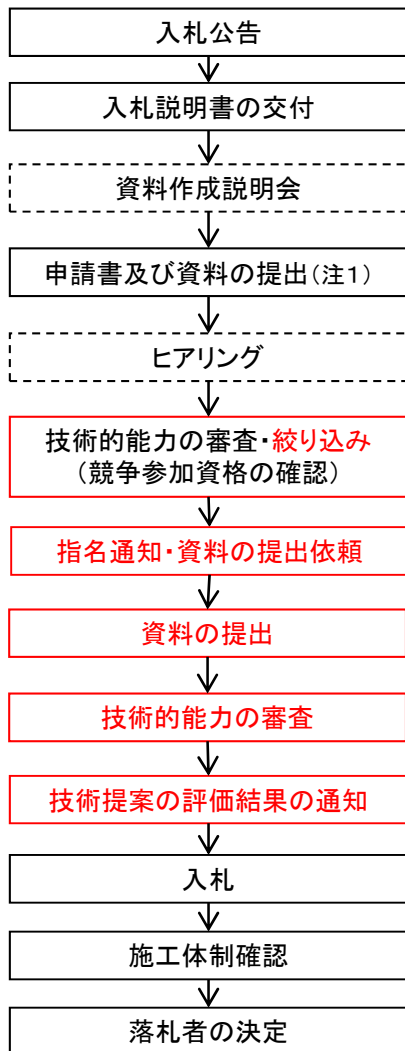
スキーム:



(4)二段階選抜方式の試行の拡大について

入札参加者の技術提案の負担の軽減等を図る観点から、総合評価方式における二段階選抜方式を平成22年度において8件(うち、4件は手続き中)試行している。

2段階選抜方式を採用したフロー



①絞り込みの方法
評価点〇点以上
又は
評価点上位〇者

②絞り込みの項目
企業の施工能力等
又は
(簡易な技術提案)

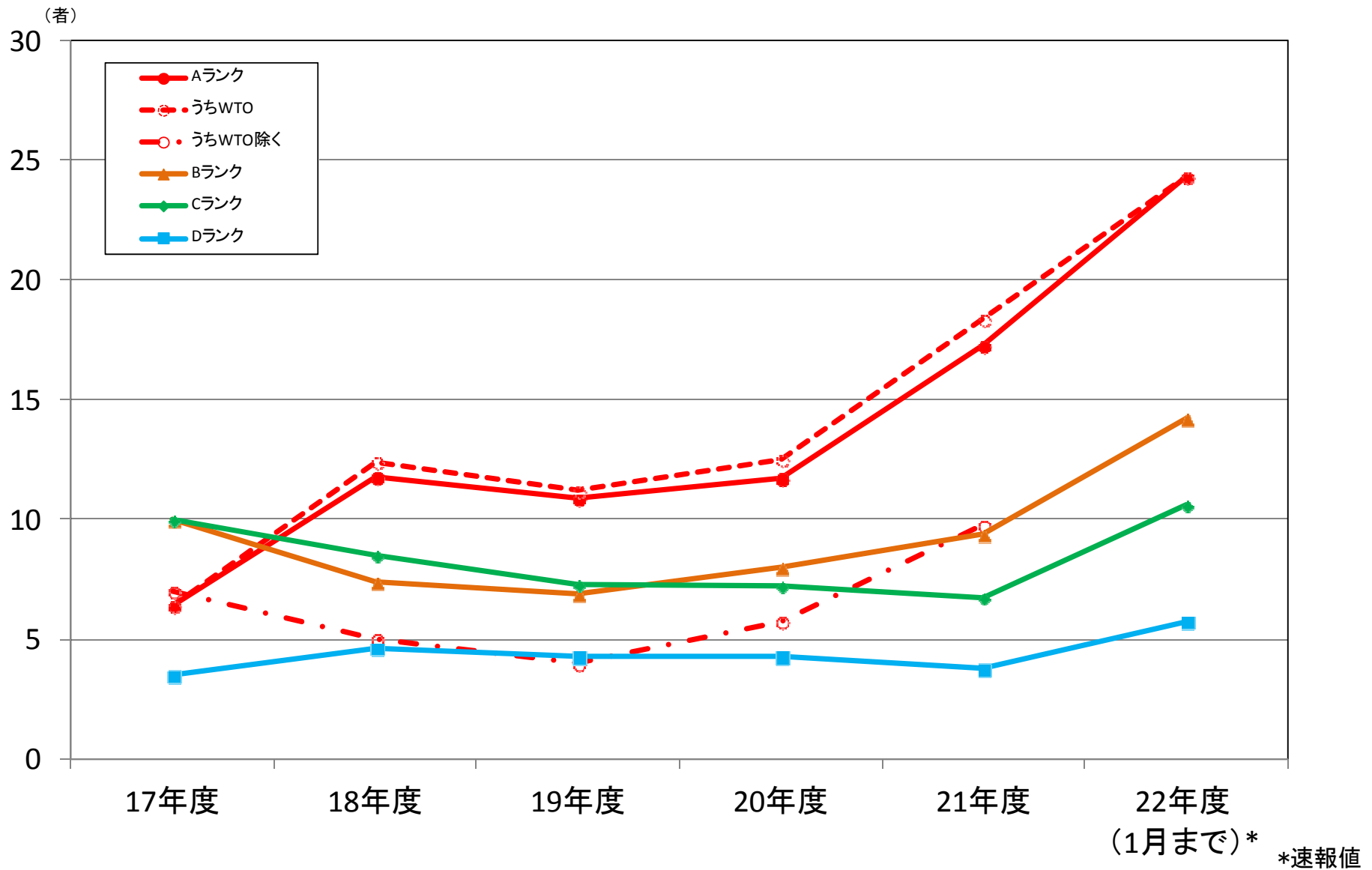
(注1)絞り込みの方法によっては、提出資料の内容を変える必要がある。

○試行工事の概要

地整	件数	工事の概要
北海道	3件(3件)	一般土木A、一般土木B 舗装A
東北	2件(1件)	一般土木C【2件】
関東	1件	一般土木B+C
四国	2件	鋼橋上部A【2件】
計	8件(4件)	

※()書は手続き中

【参考】一般土木における等級別平均応札者数



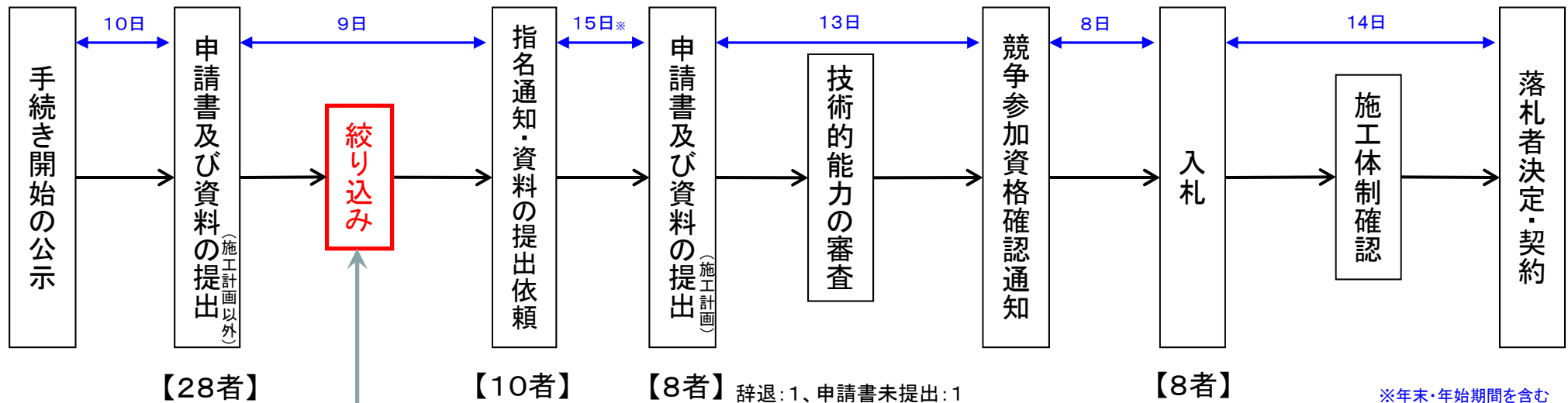
※8地方整備局における一般土木工事の平均応札者数(港湾空港関係除く)

【参考】二段階選抜方式の試行事例①

○工事概要

工事名	矢切函渠その8工事				地整	関東地整	
工種	一般土木	総合評価	標準Ⅱ型	公示日	H22.12.3	契約日	H23.2.10
主な工事内容	函渠工事(L=90m)						

○手続きの流れ



①絞り込みの方法

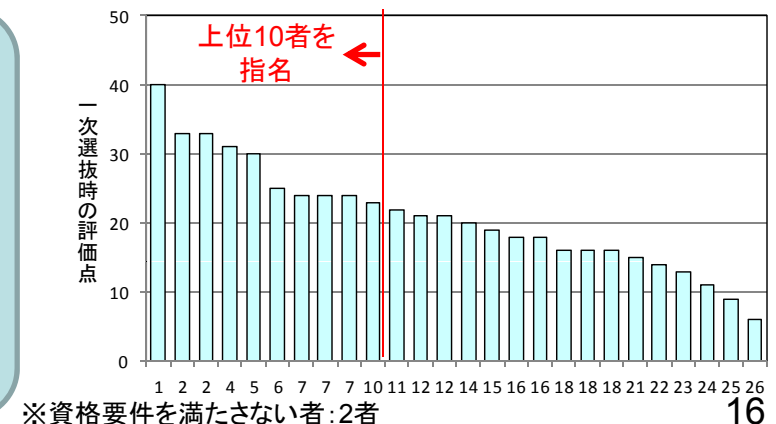
下記「絞り込みの項目」の評価点の合計値が、上位10者までに含まれる者を一次選定。

※1 他の競争参加資格を充たす参加者が10社に満たない場合は全社を選定

※2 10者目の評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含む

②絞り込みの項目(合計75点)

「企業の技術力(施工計画を除く)」(65点)及び「企業の信頼性社会性」(10点)

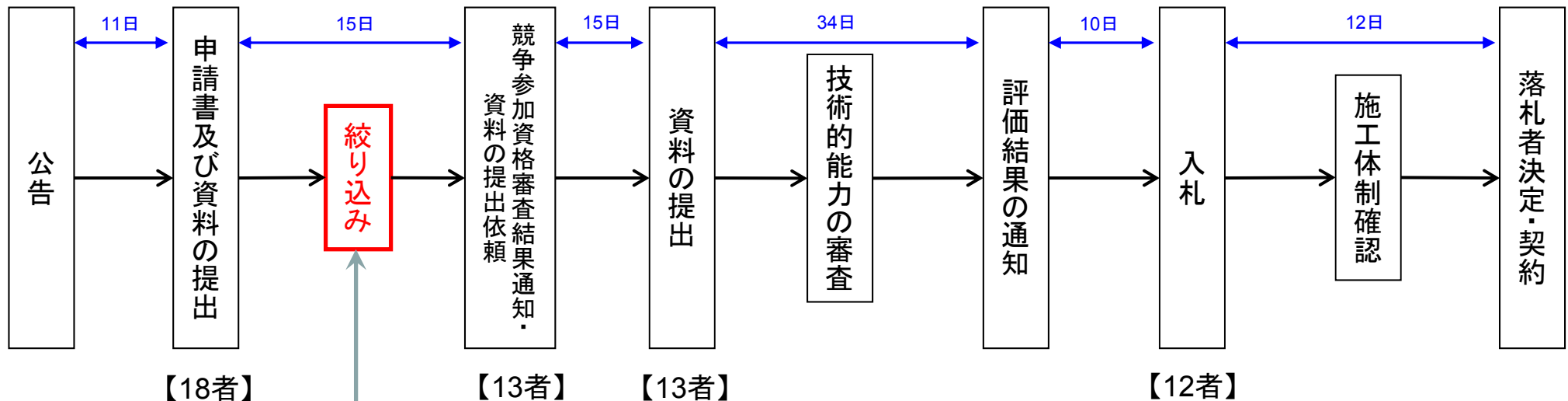


【参考】二段階選抜方式の試行事例②

○工事概要

工事名	平成22-24年度 新仁淀川大橋上部第2工事				地整	四国地整	
工種	鋼橋上部	総合評価	標準 I 型	公告日	H22.11.4	契約日	H23.2.9
主な工事内容	工事延長 L=100m、橋長L=99.05m、上部工形式 鋼4径間連続鋼床版箱桁橋						

○手続きの流れ



①絞り込みの方法

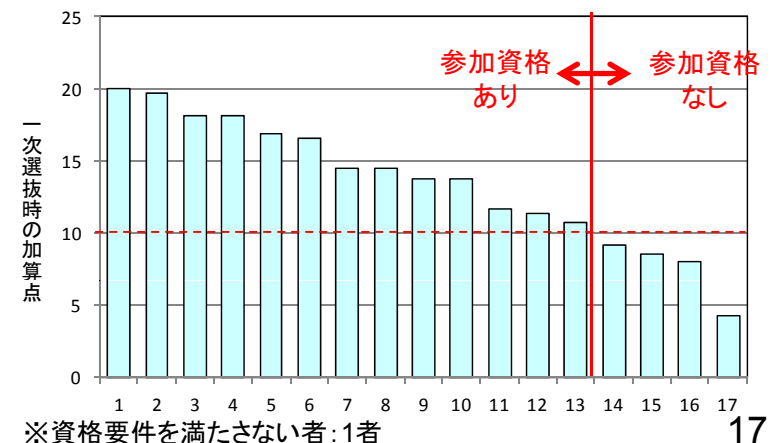
技術提案以外の企業評価及び技術者評価項目の加算点満点(20点)の50%以上

②絞り込みの項目(合計105点)

※最も高い評価点を得た企業に20点を与え、その他に企業については按分


企業評価(工事成績、工事に係る表彰、近隣地域での施工実績、地域貢献に係る表彰等及び鋼橋等製作工場の体制)(60点)

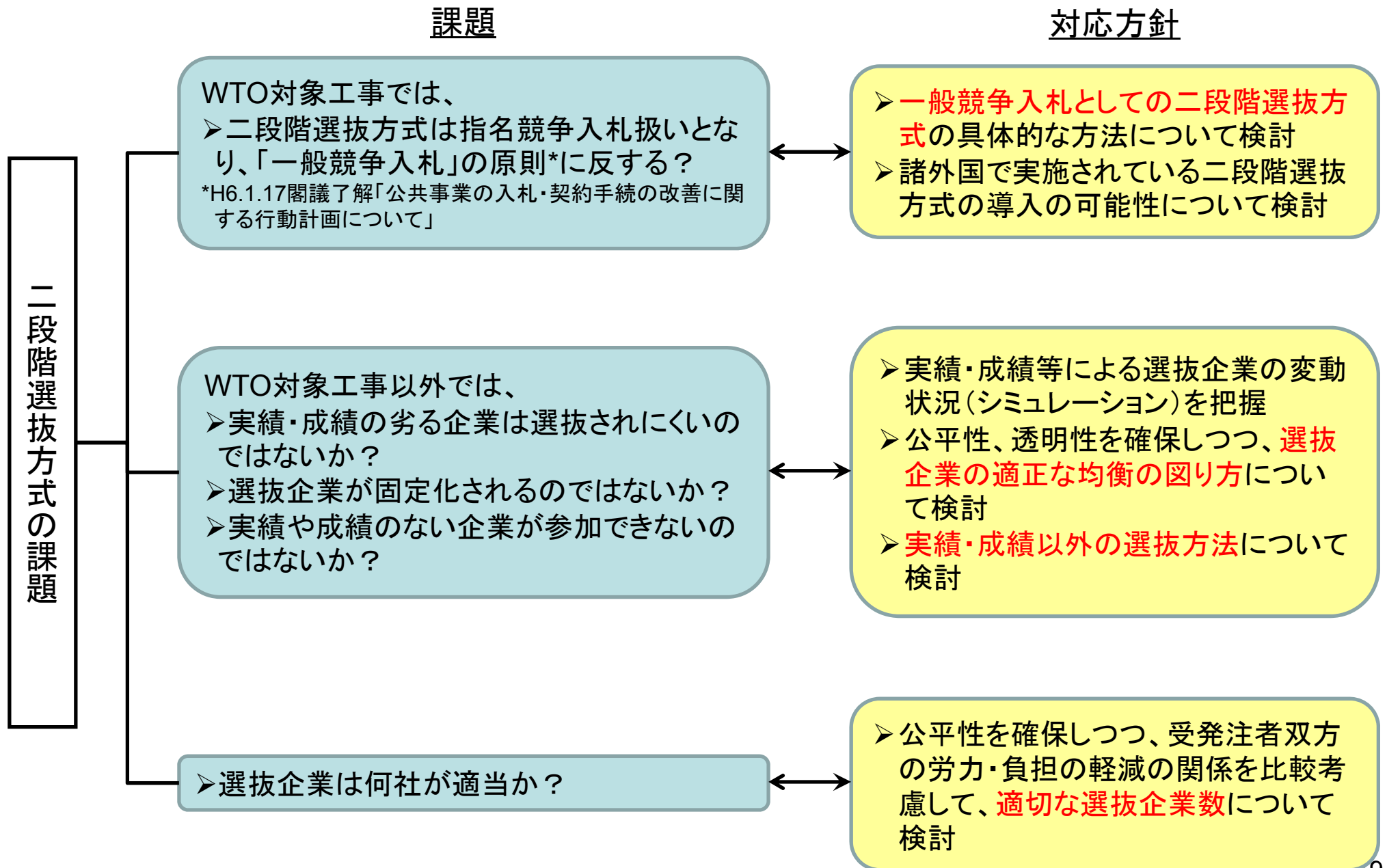
技術者評価(CPD、同種類別の施工実績、工事成績及び優良技術者表彰)(45点)



○発注者による評価

良かった点	改善すべき点
<ul style="list-style-type: none">・審査する企業数が減ったことにより、技術提案書の評価作業等にかかる負担が軽減される。・工事の品質向上への期待される。(優良な技術者配置・優れた技術提案)・1段階目で選抜されなかった企業については、拘束期間が短くなる。	<ul style="list-style-type: none">・一次選抜時の選抜方法によっては、選抜される企業の固定化や絞り込みができない恐れがある。 →簡易な技術提案等を選抜の評価項目とした場合は、事務負担が軽減しない可能性がある。・標準的な手続きよりも、期間が長くなる。・電子入札システムが二段階選抜に対応していないので、一部の職員には負担が増加。

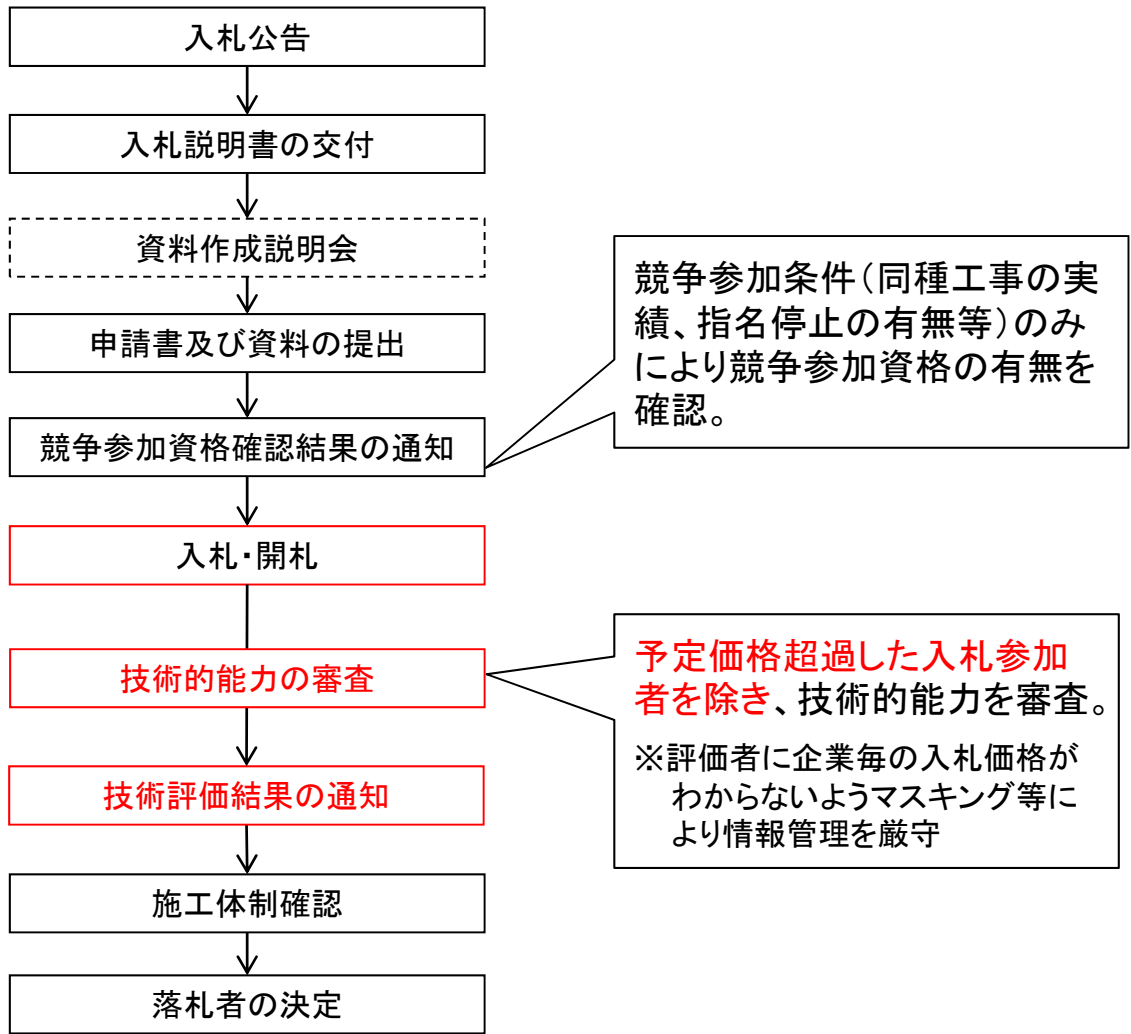
- 
- 発注量が減少し、1件当たりの参加企業が増加している中で、受発注者の事務を軽減し、技術力のある企業の競争環境の確保を図る観点から、引き続き二段階選抜方式を試行する。
 - H23試行にあたっては、選抜企業の固定化、手続き期間の適正化について検討する。



【参考】事後審査方式の試行について

技術審査・評価に係る事務量の軽減を図る観点から、総合評価方式における事後審査方式を平成22年度において3件(うち、2件は手続き中)試行している。

事後審査方式を採用したフロー



○試行工事の概要

地整	予定件数	工事の概要
北陸	3件(2件)	一般土木B【2件】、 一般土木B+C

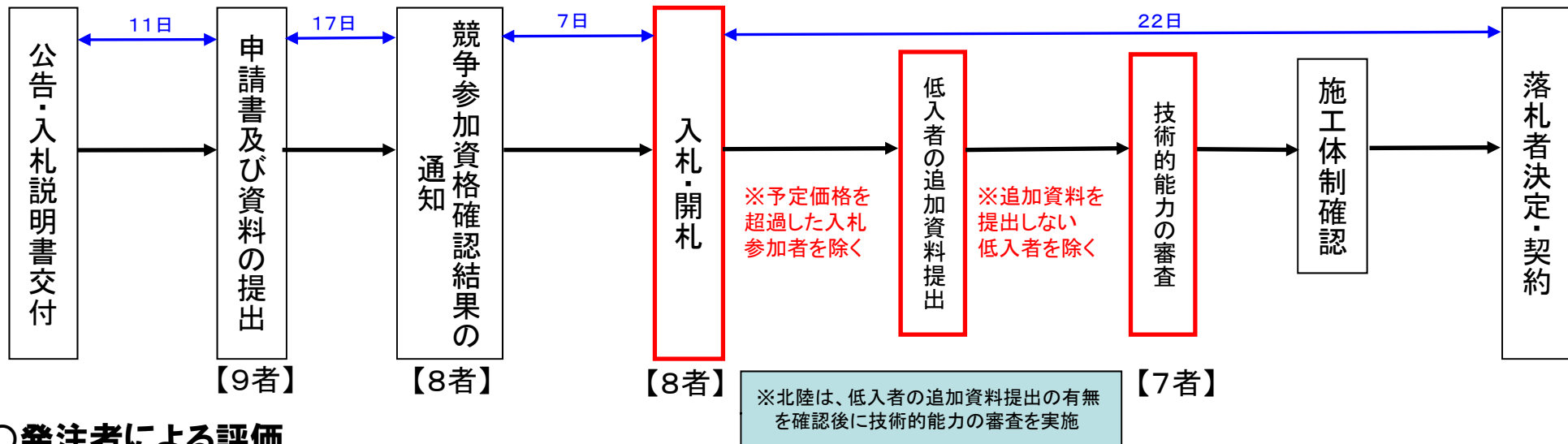
※()書は手続き中

【参考】事後審査方式の試行事例

○工事概要

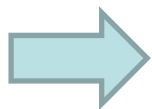
工事名	信濃川岩方排水樋門改築他工事				地整	北陸地整	
工種	一般土木	総合評価	標準Ⅱ型	公告日	H22.7.13	契約日	H22.9.8
主な工事内容	樋門改築 1基、揚水機場・取水樋門撤去 1式など						

○手続きの流れ【二封筒】



○発注者による評価

良かった点	改善すべき点
<ul style="list-style-type: none"> ・応札者に対して1者が低入辞退となったため、審査業務の軽減が図られた。 ・入札書と技術提案書を同時期に提出することにより、価格と技術の一体性がより確保される 	<ul style="list-style-type: none"> ・改善点を抽出し、より効果が発揮できるものにするため、多様な工種での試行工事を拡大していきたい。



➤ 試行件数が少なく、発注者の事務負担の軽減等の効果については、明確に把握できなかったため、引き続き試行を実施し、効果を検証。